

# 第一部会 審議資料

資料 1-1

(事業名) イオン東久留米ショッピングセンター(仮称) 建築事業

部会審議項目 (9) 大騒音 露天施設 温度 ( )は終了)

(環境影響評価の項目) 大気汚染(選定した項目) (年月日) 平成21年7月23日

項目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現況調査	(1) 調査事項及び選択理由 (2) 調査地域 (3) 調査手法 (4) 調査結果	P. 65~84
予測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域及び予測地点 (4) 予測手法 (5) 予測結果	P. 85~123
環境保全のための措置		P. 124
評価		P. 125
都民の主な意見	別紙1のとおり	
関係市長の意見	別紙1のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成20年6月5日、7月3日 (2) 担当委員 片谷 敦孝 委員 (3) 検討結果 意見あり(別紙2のとおり)	

## 都民の主な意見

- 1 計画地の南東に接する道路上(市境)についても調査地点を設定し、予測すべきである。
- 2 調査地点に西東京市の複数地点を加えてください。
- 3 大気質の調査地点に近くの幹線道路の交差点(新青梅街道と 110 号線の交差地点)などを追加してください。
- 4 大気汚染の予測に重要な風向風速を建設予定地で通年観測実施すべきである。
- 5 大気質の調査は、一週間の観測のみでは現地状況を把握したとは云えない。4 季観測を実施すべきである。また、簡易測定と公定法との相関の確認が必要である。
- 6 二酸化窒素の簡易測定機器(フィルターバッジ)の性能により測定期間は 7 日間から「1 日間に変更した」とあるが、性能の向上と、7 日間に時間的経過を測定することは別なので、連続 7 日間の測定調査を行うことを求める。  
また、フィルターバッジ法ではバッジへの吸着量と濃度の関係を示すキャリブレーションをどのように行ったのか示してもらいたい。
- 7 バックグラウンド濃度としている田無町測定局の経年変化の二酸化窒素濃度のグラフのプロットが間違えている。
- 8 二酸化窒素のバックグラウンド濃度は西東京市田無町の測定局のデータを用いていいが、測定地点は地上 25m にあり、計画地のバックグラウンドのデータとなりえない。使用するのであれば、計画地で高さ 25m と 1.5m の 2 地点の実地測定を 1 ヶ月程度行い、その結果と田無局のデータと比較すべきである。  
また、風向、風速について田無町測定局のデータを使用しているが、建設予定地で通年観測すべきである。田無町測定局のデータを用いる場合は、この測定局で現地の状況を代表できる検証を行うべきである。
- 9 計画地は、住居専用地域であることから、予測評価にあたっては、環境基準のみならず、現状の環境より悪化させないことを基本とすべきである。
- 10 休日は約 1 万 4 千台の交通量を想定しているが、これは現在交通量の何倍にもなる交通量になるのに、大気汚染は基準値内で現状と変化は無いとの説明はごまかしと思える。
- 11 市道 110 号線をはじめ周辺道路は完成予定となっているところがあり、確定した開通の見込みが無いのが現状である。開通する見込みが無い場合は環境アセスメントをやり直すべきである。
- 12 予測地点 7 の南町小学校付近では、新所沢街道と東 3・4・18 号線の影響を同時に受ける。また、予測地点 5 の老人ホーム付近では、所沢街道と東 3・4・18 号線の影響を同時に受けるので、両方の道路の影響を加算して予測評価すべきである。
- 13 地下駐車場からの換気は地上の高さで排出とあり、近隣住宅への影響は甚大と思われるが、それに対する予測が行われていない。
- 14 1 日の二酸化窒素の濃度は 50% 以上変化しているのに、工事完了後の関連車両による付加率が 1% 以下というのは非現実的である。
- 15 工事中の建設機械による二酸化窒素濃度の予測条件に用いている風速分布は周りに障害物がないところで成り立つが、計画地はマンション等の建物があるので、このことを無視した予測には問題がある。
- 16 予測モデルにブリューム・パフモデルを用いているが、三次元流体モデルと比較すると建物の影響などは取り入れられていないので、信頼性に欠ける。
- 17 駐車場内での車両の動きは、停止・発進の繰り返しと考えられ、10km/h の定常走行とは大きく異なると考えられるので、発進・加速などの影響を考慮した予測を行ってください。
- 18 二酸化窒素と窒素酸化物の換算式の相関係数は 0.59 であり、一般に明確な関係が認められないと判断され、予測誤差が大きくなると考えるが、見解を明らかにされたい。
- 19 多摩都市計画道路整備方針(H18 策定) は最も新しい、権威ある予測値であるが、評

- 価書案に示された交通量と異なっている。評価書案は過小予測をしており、環境要素の予測値は間違っているので、アセスをやり直すべきである。
- 20 光化学スモッグについて、予測項目に加えてください。
  - 21 大気汚染の予測の基礎資料として、将来基礎交通量を持ち出しているが、将来基礎交通量は軒並み現状より減少しているので、その算出根拠を明確にすべきである。
  - 22 将来基礎交通量の算出根拠が記載されていないのは不備である。
  - 23 平日・休日の時間帯別交通量の算出根拠を示されたい。
  - 24 交通容量と交通量予測の算出データの根拠を示すべきである。
  - 25 周辺の狭い主要道路を交通量予測対象としているのは、何故か。
  - 26 来店車両台数を近隣の交通条件の近い既存店舗を参考にしたとしているが、大気汚染に影響が出る重要な要素なので、どこの店舗でどのような交通条件なのかあきらかにして欲しい。
  - 27 所沢街道以南の東3・4・18号線の将来交通量が示されていないが、関連車両交通量の49%が利用しているので予測評価の対象として欲しい。
  - 28 関連車両交通量の方面別比率の設定をH11年道路交通センサスで行っているが、最新データのH17年度道路交通センサスを使用すべきである。
  - 29 来店車両の走行経路と台数を明らかにすること。
  - 30 関連車両の発生集中交通量は、休日合計で13,998台/日となっている。出入り口を囲む形となる3地点の和が関連車両台数となるはずであるが、休日合計で12,445台/日となり、1,500台ほど少ない。大気汚染を検討する為の根拠となる数値に問題があると思われる。
  - 31 交通量の既存資料は平成16年時点であるので、最新の調査が必要である。
  - 32 対象地への幹線道路である都市計画道路東3・4・18号線(16m)は、実態のない“まぼろしの幹線道路”である。対象地までの南側からの計画道路が貫通したとしても、対象地から北側の幹線道路は具体的な実施計画がなく(平成23年度までの計画に入っていない)、袋小路の状態が続く。
  - 33 片側2車線道路の脇もしくは前で営業している他のショッピングセンターでも、土、日、祭日の渋滞は甚だしい。計画地は片側1車線であり、渋滞が見込まれる。
  - 34 排気ガスによる住環境悪化が予想され、買い物等の利便性と引き換えに出来ることではない。
  - 35 工事用車両の走行時間を作業時間前後2時間延長しているが、作業時間前後30分までとすべきである。
  - 36 市立5小の正面に位置することから、児童の健康に及ぼす影響が心配である。出店による大気汚染の影響による気管支喘息の増加を引き起こす危険性について特別に大気汚染の調査を実施することを求める。
  - 37 東久留米市は都の地域別気管支喘息罹患率(H16調査)で都53区市において4位の7.42%、都の平均罹患率5.68%を上回っている。巨大ショッピングセンターの自動車公害によりさらなる最悪状態は予測できる。
  - 38 アイドリングストップについては、掲示以外に具体的な対策が無い。
  - 39 夕方4時頃は計画地周辺の障害者施設や介護施設のデイケアの送迎車が多い。そこに大型店が出現すると渋滞による大気汚染の影響が大きい。
  - 40 大気汚染によって、児童や予定地周辺の特別養護老人ホーム等の施設入居者への健康が維持できなくなる。
  - 41 イオン出店によって、交通渋滞はもとより、光化学スモッグや気管支喘息など、計り知れない被害を地域住民に与えることになる。
  - 42 評価書案では、工事期間中の大気汚染予測を東西南北1キロメートル以内の範囲と限定しているが、大気汚染は広範囲に影響を及ぼすことは自明のことであり、外国では車両の乗り入れについて、自主規制しているところもある。本事業ではこうした規制についてなんら触れられておらず、不誠実である。
  - 43 イオンショッピングセンターが建設された場合、車の来店により、所沢街道と五小通りは、今以上の渋滞と排気ガスによる大気汚染が予想される。
  - 44 出店予定地の北側、西側の五小通り、東側の南沢通り、西東京市との境界の市道は

- いづれも生活道路であり狭い道路です。
- 45 予定地また、所沢街道は歩道が完備されておらず、路線バスが通るときなどは非常に危険である。
- 46 予定地周辺は第五小学校をはじめ、中学校、保育園、肢体不自由児通園施設、特別養護老人ホームなどがある文教地区となっている。また、周辺の五小通り、南沢通り、西東京市境の市道はいずれも生活道路であり狭い道路である。このような地域に大型ショッピングセンターを建設することは不適切である。
- 47 荷さばき車両台数が評価書案（P26）と資料編（P4）と異なっているので、どちらが正しいか明確にしてください。
- 48 集中する関連車両によって交通渋滞が発生するが、それによる様々な生活環境への影響については、評価項目が設定されていない。生活環境への影響評価は極めて重要な課題である。
- 49 自動車の交通は主要な道路のみを通るのではなく、生活道路を通り抜け手段にするなどして交通することが予測されるので、通り抜けが予想される箇所についても予測すべきである。
- 50 評価書案で示されている交通量は走行経路に限定しているが、より広範囲の交通量を交通量を考察すべきであり、評価書案の排ガスの数値の正当性は疑わしい。
- 51 交差点需要率には現況値があるが、主要断面混雑度には現在値が記載されていないので、表記すべきである。また、交差点需要率の現況値は東3・4・11号線と東3・4・18号線が開通する前の数値と思われる所以現在の状況を調査し、それを現況値として再度検証して欲しい。
- 52 現状でも渋滞している北原交差点（新青梅街道・所沢街道交差点）は大気汚染や騒音にも多大な影響があるので交差点需要率、主要断面混雑度を検証すべきである。
- 53 所沢街道は道路幅が狭いため右折レーンがなく、西東京市方面から来る来店車両は右折すると大混雑が予想されるので、環境影響評価項目にあげてその予測をすべきである。
- 54 交差点需要率には現況値があるが、主要断面図には現在値が無いので、表記すべきである。
- 55 二酸化窒素、浮遊粒子状物質について、環境基準や規制基準を下回ると予測しているが、工事中や完了後の調査方法、調査の結果、基準を超えた場合の対処について、明確にすべきである。
- 56 自動車分担率0.6としているが、交通機関が不便な当該地区においては過小と考える。その妥当性を既存店舗の実績値等を踏まえて定量的に説明されたい。

## 関係市長の意見

### 【東久留米市長】

- 1 関連車両交通による周辺交差点の需要率について算定し、地点別交差点需要率及び車線別混雑度は、その限界値を下回る評価となっているが、周辺への影響を考慮し、開店後においても定期的に調査を行い、予想を超える交通量の増加及び、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の大気汚染の状況が確認された場合には、速やかにその対策に努めること。
- 2 騒音、振動対策の他、大気汚染、交通安全の面から、周辺住宅地域の生活道路への車両進入対策を講ずること。

### 【西東京市長】

- 1 来店・退店時など、近隣で渋滞に巻き込まれた場合に、生活道路を裏道として通行することが予想される。このため、周辺道路の交通渋滞、これに伴う生活道路への自動車の侵入等による大気汚染・騒音・振動対策などについて具体的な方策を評価書で明らかにすること。
- 2 工事の実施にあたっては、住宅近傍における建設機械の稼働や工事用車両の走行に伴う環境への影響を低減するため、低公害型の建設機械及び環境負荷の少ない工法の採用に努めるとともに、建設機械の配置、作業時間に十分配慮し、工事用車両の走行台数の平準化に努めること。また、粉塵等の一層の低減を図るために、タイヤ洗浄施設、散水、シート養生等、強風時の作業自粛、工事用車両が走行する道路の清掃などの措置を行うこと。

## 項目：大気汚染

意見	意見の取扱いについての事務局案
<p>1 来店車両等の走行に伴う大気質濃度の予測の基礎となる将来基礎交通量については、自動車起終点表、道路ネットワーク図等を用いて、その算出過程を分かりやすく説明すること。 また、将来基礎交通量を推計した交通量均衡配分シュミレーションモデルの現況再現性についても検証し、その結果を記述すること。</p>	<p>指摘の趣旨を答申案にいれる。</p>
<p>2 工事の完了後の関連車両の走行速度については、一律に走路線の法定速度を採用しているが、各道路における予測地点の交通容量及び将来交通量を具体的に示した上、交通渋滞の発生を考慮して設定すること。</p>	<p>指摘の趣旨を答申案にいれる。</p>
<p>3 大気質濃度の予測に用いたバックグラウンド濃度は、西東京市田無町測定局の観測結果を用いているが、計画地において実測した濃度との相関性に加え、実際の数値がどの程度一致しているかという観点からも検証すること。 また、採用した測定局のデータについて、他の北多摩地域測定局と比較し、季節変動が同様な傾向を示しているかについても検証すること。</p>	<p>指摘の趣旨を答申案にいれる。</p>
<p>4 ピーク時間帯における来店車両の走行に伴う大気質濃度について、来店車両台数の時間変化や車両の停止・発進を考慮した走行速度を設定して、短期平均値（1時間値）の予測・評価を行うこと。</p>	<p>指摘の趣旨を答申案にいれる。</p>